

静岡県告示第210号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年3月19日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 廃止する施設

種類	名称	位置	能力
野積場 (1級)	興津野積場8号	静岡市清水区興津清見寺町 1375-39	面積 2,622㎡ 主要用材 コンクリート舗装
野積場 (1級)	興津野積場12号	静岡市清水区興津清見寺町 1375-38	面積 810㎡ 主要用材 コンクリート舗装